

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の実施状況

地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき、職員の執務における勤務成績の評価を行っています。この評価を定期的に行い、記録を作成し、これを職員の能力活用、育成、研修指導及び監督の有効な指針並びに、公正な人事行政を行う基礎とするために実施しています。

(ア) 人事評価概要

定期評価	評価期間を1年間として、臨時的任用職員、非常勤職員、市長が特別に定める職員を除いて実施
条件附採用期間評価	条件附採用期間中の職員について、その採用開始の日から概ね5月を経過したときに実施
特別評価	休暇、休職又は異動その他の事由により、公正な評価を行うことが困難と認められ、定期評価未実施の職員に対して、その理由が消滅し、公正な評価を実施できると認められたときに実施

(イ) 令和3年度の定期評定実施状況

評価の回数	1回
評価の時期	12月～1月
評価の対象人数	465人